

# 福岡県公報

令和 4 年 11 月 11 日  
第 348 号

## 目 次

### 告 示 (第961号 - 第971号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○鳥獣保護区の存続期間の更新	(自然環境課)	2
○鳥獣保護区特別保護地区の指定	(自然環境課)	5
○特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定	(自然環境課)	7
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	10
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の供用の開始	(道路維持課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11

### 公 告

○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	13
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	14

○公共測量の実施	(県土整備総務課)	15
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	15
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	15
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	16
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	16
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	17
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	17
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	18
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	18
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	18
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	19
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	19
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	19

### 雑 報

○福岡県行政不服審査会運営規則第23条第3項及び第4項の規定に基づく答申書の写しの公示について	(行政経営企画課)	20
---	-----------	----

## 告 示

## 福岡県告示第961号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年11月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	湯ノ原合川線	久留米市高良内町2184番44先から 久留米市高良内町1577番2先まで

## 福岡県告示第962号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	吹 春 本 分 線	前	八女市黒木町土窪919番3先から 八女市黒木町土窪910番1先まで	7.5 ～ 44.0	138.5
			後	八女市黒木町土窪919番3先から 八女市黒木町土窪910番1先まで	7.5 ～ 44.0	138.5

## 福岡県告示第963号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年11月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	吹 春 本 分 線	八女市黒木町土窪919番3先から 八女市黒木町土窪910番1先まで

## 福岡県告示第964号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 帆柱山鳥獣保護区

## (1) 区域

北九州市八幡東区の市道元城町京良城町1号線と市道神山町花尾町1号線（以下「線」は市道。）との接続点を起点とし、神山町花尾町1号線を東方へ進み春の町大谷1号線に接続し、同市道を南方へ進み大谷10号線に接続し、同市道を東方へ進み大谷7号線に接続し、同市道を南方へ進み神山町6号線に接続し、同市道を東方へ進み大蔵大谷1号線に接続し、同市道を東方へ進み大蔵3号線に接続し、同市道を南東へ進み祝町14号線に接続し、同市道を南東へ進み祝町8号線に接続し、同市道を北東へ進み祝町17号線に接続し、同市道を東方へ進み中尾12号線に接続し、同市道を南方へ進み中畑9号線に接続し、同市道を南西へ進み中畑大蔵1号線に接続し、同市道を南西へ進み猪倉橋に至り、同橋から槻田川を上流へ進み国有林遠賀川

計画区（以下国有林は「遠賀川計画区」。）3097林班「へ1」小班の東端に至り、同林班の東側を南方へ進み八幡東区と同市小倉南区の境界線に至り、同境界線を南方へ進み小倉南区と同市八幡西区の境界線に至り、同境界線を南方へ進み小倉南区、八幡西区及び直方市との境界線分岐点に至り、八幡西区と直方市の境界線を北西へ進み金剛山山頂を経て更に西方へ進み国有林3090林班の西南端に至り、同林班と国有林3089林班の境界線を北方へ進み更に稜線を北西へ進み標高279メートルの地点に達し、同地点を北西に進み畑貯水池記念碑に至る区間で主要地方道小倉中間線に接続し、同主要地方道を西方へ進み下畑町2号線に接続し、同市道を北方へ進み東石坂町3号線に接続し、同市道を西方へ進み九州電力株式会社の送電線北九州幹線203号鉄塔に至り、同鉄塔から北方へ進み東石坂町畑町1号線に接続し、同市道を北東へ進み畑小嶺1号線に接続し、同市道を北方へ進み小嶺42号線に接続し、同市道を北方へ進み町上津役東32号線に接続し、同市道を北方へ進み上上津役89号線に接続し、同市道を北方へ進み上上津役18号線に接続し、同市道を北西へ進み上上津役1号線に接続し、同市道を北東へ進み上上津役2号線に接続し、同市道を北方へ進み市瀬22号線に接続し、同市道を北方へ進み市瀬25号線に接続し、同市道を東方へ進み市瀬28号線に接続し、同市道を北方へ進み市瀬27号線に接続し、同市道を北方へ進み京良城町6号線に接続し、同市道を西方へ進み京良城町市瀬1号線に接続し、同市道を北方へ進み京良城町2号線に接続し、同市道を北西へ進み国道200号線に接続し、同国道を北方へ進み幸神24号線に接続し、同市道を北東へ進み幸神西鳴水1号線に接続し、同市道を東方及び南東へ進み元城町京良城町1号線に接続し、同市道を南方及び東方へ進み鳴水町3号線に接続し、同市道を北西へ進み鳴水町4号線に接続し、同市道を西方へ進み東鳴水49号線に接続し、同市道を北方へ進み東鳴水47号線に接続し、同市道を北東へ進み東鳴水55号線に接続し、同市道を東方へ進み東鳴水51号線の終点に至り、同地点から九州電力株式会社の送電線上津役黒崎線14号鉄塔に至り、同鉄塔から元城町3号線の起点と元城町京良城町1号線の交点に至り、元城町京良城町1号線を東方に進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和4年11月15日から

令和14年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、九州の最北端部に位置する山地帯であり、スギ・ヒノキ人工林、変化に富んだ照葉樹林を含む二次林及び自然林が分布し、2つの貯水池を含んでいる。

このような自然環境を反映して、ハチクマなど山野の鳥の渡りの目標地点、休息地となっているほか、メジロ、ウグイスといった留鳥及びオオルリ、サンコウチョウなどの夏鳥の繁殖地、ジョウビタキ、ツグミなどの冬鳥の越冬の場となっている。また、ミサゴ、トビ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、アオバズク、フクロウといった生態系ピラミッドの頂点にある猛禽類を始め、マガモなどの水鳥、ノウサギ、キツネなど多様な鳥獣が生息している。

これらのことから、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

2 甘木山鳥獣保護区

(1) 区域

大牟田市のうち、市道倉永岬線と西日本鉄道天神大牟田線との交点（開9号踏切）を起点とし、同鉄道線を南へ進み市道蓮華坊杉山線との交点（倉永3号踏切）に至り、同市道を西へ進み市道城高須線に接続し、同市道を南西へ進み県道10号南関大牟田北線に接続し、同市道を南西へ進み市道唐船甘木線に接続し、同市道を西へ進み主要地方道大牟田川副線に接続し、同主要地方道を北西へ進み市道西前田明治

開線に接続し、同市道を北西へ進み主要地方道大牟田川副線と交差し市道岬昭和開線に接続し、同市道を西へ進み隈川左岸に至り、同河川左岸を東へ進み葉邪麻橋に至り、市道倉永岬線に接続し、同市道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域

(2) 存続期間

令和4年11月15日から  
令和14年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、大牟田市北部に位置しており、矢部川県立自然公園を含み、コジイ、アラカシ、ヒサカキ、コナラ、ハゼノキ等広葉樹の天然林がみられ、鳥類の良好な生息地となっている。

カイツブリ、ミサゴ、コゲラ、キビタキなど多様な鳥類が生息しており、北端を流れる隈川沿いにはカヤネズミも生息している。

当該区域には、定期的に探鳥会が開催されている甘木公園や黒崎公園があり、市街地近郊にありながら豊かな自然とのふれあいの場として重要な地域であることから、県指定鳥獣保護区に指定し当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

3 部崎鳥獣保護区

(1) 区域

北九州市門司区のうち、市道白野江1号線と高瀬川右岸（高瀬橋）との交点を起点とし、同川右岸を北西へ進み主要地方道黒川白野江東本町線に接続し、同主要地

方道を北西へ進み市道大字田野浦13号線に接続し、同市道を北東へ進み市道大字田野浦1号線に接続し、同市道を北東へ進み太刀の浦川（第一太刀浦橋）に接続し、同川左岸を東方へ進み河口の干潮線に至り、同干潮線を東方へ進み部崎、櫛ノ鼻、網の鼻を経て、さらに干潮線を西方へ進み高瀬川右岸に至り、同川を北方へ進み起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和4年11月15日から  
令和14年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地域は、九州の最北東端に位置し、ヒヨドリ、メジロ、ツバメ、シジュウカラなど各種鳥類の渡りの重要拠点となっているため、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

4 三郡山鳥獣保護区

(1) 区域

飯塚市のうち、飯塚市、筑紫野市及び糟屋郡宇美町との境界線分岐点を起点とし、飯塚市と宇美町との境界線を北西へ進み三郡山頂を経て、さらに北西へ約1500メートル進んで、内住峡への登山道下り地点に至り、同登山道を東へ進み、国有林内住林道と溪流との交点に接続し、同溪流を下り国有林治山えん堤（昭和51年度、大分第1号谷止嵩上）に至り、同地点で国有林三郡山林道に接続し、同林道を東へ約300メートル進み昭和池へ通じる林内歩道に接続し、同歩道を南東へ進み昭和池東

岸を經由して県営林作業道終点に至り、同作業道を南東へ進み国有林馬敷林道に接続し、同林道起点（市道八本松から上馬敷線終点）に至り、同地点から旧瓜生牧場開拓道路を南西へ進みコボシキ池及び民有林治山えん堤（昭和51年度）を経て、同えん堤上流の溪流をたどり、林内歩道に接続し、市道茜屋線に接続し、同市道を南西へ進み三郡山登山道に接続し、同登山道を白糸の滝を経てさらに南西へ進み飯塚市と筑紫野市との境界線に接続し、同境界線を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和4年11月15日から

令和14年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、大部分が県立太宰府自然公園に含まれ、三郡山の東部に位置している。三郡山頂近くには、シデ、カシ、シイなどの鳥類の好む果実がなる樹種の自然林が多く分布し、山麓地帯にはスギ、ヒノキの一育林が分布している。

クマタカなど森林性の鳥獣が生息するほか、渡り鳥の通過地となっている。また、県民のレクリエーションの場として利用されている。

これらのことから、県指定鳥獣保護区に指定し当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

5 大法白馬山鳥獣保護区

(1) 区域

嘉麻市のうち、市道矢ノ浦線と尾根を経て展望台へ向かう歩道との交点を起点とし、同歩道を進み2つの展望台を経て福岡森林管理署遠賀川森林計画区国有林3061林班界に至り、同林班界を東南へ進み大法山山頂、白馬山山頂を経て、さらに同林班界を進み梅林公園との境界を経て、さらに同林班界を西方へ進み起点との交点によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和4年11月15日から

令和14年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域の大法・白馬山一帯は、緑に覆われた低山地で、国有林が自然林として保全され、豊かな生態系が維持されており、オオタカなどの猛禽類をはじめ、森林性の鳥獣が生息している。

当該区域内には、登山路、散策路が整備されており、多くの人々に自然とのふれあいの場として利用されていることから、県指定鳥獣保護区に指定し当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

福岡県告示第965号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特別保護地区の名称

帆柱山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

(1) 皿倉山～尺岳地区

北九州市のうち、国有林遠賀川森林計画区（以下「国有林」は遠賀川森林計画区。）、3092林班「い」、「わ」、「か」、「よ」、「よ1」及び「そ」の各小班、国有林3093林班（「い」小班を除く。）、国有林3094林班（「い」、「ろ」、「ろ1」、「ろ2」、「は」、「と」及び「と1」小班を除く。）、国有林3095林班「そ」、「そ1」、「ね」、「ね1」、「ね2」、「ね3」及び「ね4」の各小班、民有林遠賀川森林計画区（以下「民有林」は遠賀川森林計画区。）608林班「6-1」、「6-2」、「10」から「12」まで及び「40」から「44」までの各小班、民有林609林班「5」、「6」、「7-1」から「7-4」まで、「8」、「9」、「10-1」、「10-2」、「11」、「38-6」、「42-1」から「42-3」まで、「43-1」から「43-13」まで、「44-1」から「44-8」まで、「45-1」から「45-25」まで、「46-1」から「46-4」まで、「47-1」から「47-23」まで、「48-1」及び「49-4」から「49-6」までの各小班、並びにこれらの林班及び林小班に囲まれた区域、北九州市生活環境保全林管理道以南の皿倉山ケーブルカー敷地並びに国有林3088林班、3089林班及び3090林班の境界の交点を起点とし、国有林3090林班の西側を北方へ進み更に北側を東方へ進み民有林743林班「7」小班の北側を経て奥畑川に至り、同川を下流へ進み黒川に接続し、同川を上流へ進み音滝川に至り、同川を上流へ進み国有林3091林班に至り、同林班の南側を南西へ進み国有林3092林班「い」小班へ接続し、同小班の西側を北方へ進み国有林3091林班「る」小班に接続し、同小班の西側を北方へ進み更に北端から南方へ進み国有林3095林班「て」小班に接続し、同小班、「あ1」、「ゆ」及び「す」の各小班的北側を南東へ進み国有林3091林班「う」小班に接続し、同小班の東側を南東へ進み小倉南区と八幡西区との境界線に至り、同境界線を南方へ進み小倉南区と八幡西区及び直方市との境界線分岐点に至り、八幡西区と直方市との境界線を北西へ進み起点に至

る線によって囲まれた区域

(2) 河内貯水池地区

北九州市八幡東区のうち、主要地方道北九州小竹線と河内貯水池堰堤の左岸との交点を起点とし、堰堤の右岸へ至り、北九州市道大字大蔵26号線に接続し、同市道を北東へ進み3097林班「ろ4」小班に至り、同小班の西側を南東へ進み「に」小班に接続し、同小班の西側を南西へ進み「へ1」小班の北東端に至り、同小班の東側を南方へ進み「へ」小班に接続し、同小班の東側を南方へ進み「へ1」小班に接続し、同小班の東側を南方及び西方へ進み「へ2」小班へ接続し、同小班の東側を南方へ進み八幡東区と小倉南区の境界線へ至り、更に南西へ進み「へ8」小班に接続し、同小班の東側を南方へ進み更に南側を西方へ進み「へ7」小班に接続し、同小班、「わ」、「る」及び「ぬ」各小班的南側を西方へ進み、更に「ぬ」、「ぬ1」、各小班的西側を北西へ進み市道大字大蔵25号線の猿渡橋の右岸に至り、同橋を経て主要地方道北九州小竹線に接続し、同主要地方道を北西に進み水無橋を経て更に北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(3) 畑貯水池地区

北九州市八幡西区のうち、主要地方道小倉中間線と畑貯水池堰堤の左岸との交点を起点とし、同堰堤の右岸へ至り、市道東石坂町畑町1号線に接続し、同市道を北東及び南東へ進み主要地方道小倉中間線に接続し、同主要地方道を西方に進み起点に至る線によって囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

令和4年11月15日から

令和14年11月14日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

帆柱山鳥獣保護区は、九州の最北端部に位置する山地帯であり、スギ・ヒノキ人工林、変化に富んだ照葉樹林を含む二次林及び自然林が分布し、2つの貯水池を含んでいる。このような自然環境を反映して、ハチクマ（福岡県準絶滅危惧）など山

野の鳥の渡りの目標地点、休息地となっているほか、メジロ、ウグイスといった留鳥及びオオルリ（福岡県準絶滅危惧）、サンコウチョウ（福岡県絶滅危惧Ⅱ類）などの夏鳥の繁殖地、ジョウビタキ、ツグミなどの冬鳥の越冬の場となっている。また、ミサゴ（環境省準絶滅危惧）、トビ、オオタカ（福岡県準絶滅危惧）、サシバ（福岡県準絶滅危惧）、ハヤブサ（福岡県絶滅危惧Ⅱ類）、アオバズク（福岡県絶滅危惧Ⅱ類）、フクロウといった生態系ピラミッドの頂点にある猛禽類を始め、マガモなどの水鳥、ノウサギ、キツネ（福岡県準絶滅危惧）など多様な鳥獣が生息している。

特に当該保護区の中でも、北部に位置する皿倉山、権現山及び帆柱山一帯並びに南部に位置する尺岳及び金剛山一帯は、標高差による樹木、草木の種類が豊富であることに加え、広葉樹林がこの地区の概ね2分の1を占めて群生しており、自然性の高い林分も見られ、生息する鳥類の種類数、生息密度が安定して高く、鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。また、両地区を南北に結ぶ稜線部分については、シイ・カシ二次林の広葉樹林帯であり、渡り鳥の目標として重要な区域となっている。さらに、多数の水鳥が渡来する2つの貯水池とその後背地の広葉樹林を含む森林一帯は、鳥獣の水場、餌場として重要な区域となっている。

これらのことから、帆柱山鳥獣保護区内でも特に保護を図る必要がある区域であると認められるため、県指定特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。

### (3) 保護管理方針

ア 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

イ 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

### 福岡県告示第966号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 陣屋ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

#### (1) 区域

田川郡添田町のうち、主要地方道添田小石原線と陣屋ダム堰堤の交点を起点とし、同堰堤を南方へ進み町道陣屋屋形原線に接続し、同町道を南方へ進み木浦橋を経て町道木浦線に接続し、同町道を西方へ進み主要地方道添田小石原線に接続し、同主要地方道を東方へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

#### (2) 存続期間

令和4年11月15日から

令和14年11月14日まで

### 2 篠栗特定猟具（銃器）使用禁止区域

#### (1) 区域

糟屋郡篠栗町に存在する九州大学農学部附属糟屋地方演習林第9、10、11林班のうち県道猪野篠栗線から西の区域及び国道201号線から北の区域及び蒲田池

#### (2) 存続期間

令和4年11月15日から

令和14年11月14日まで

### 3 野田原台地特定猟具（銃器）使用禁止区域

#### (1) 区域

田川郡添田町のうち、主要地方道八女香春線と県道猪国豊前榊田停車場線との交点を起点とし、同県道を北西へ進み主要地方道添田小石原線に接続し、同主要地方道を北東へ進み中鶴橋を経て町道上鶴線に接続し、同町道を南東へ進み主要地方道八女香春線に接続し、同主要地方道を南方へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

#### (2) 存続期間

令和4年11月15日から

令和14年11月14日まで

### 4 油木ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

#### (1) 区域

田川郡添田町のうち、県道英彦山香春線と町道神田油木線との交点を起点とし、

同県道を南方へ進み町道神田油木線の起点に接続し、同町道を北方へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和4年11月15日から

令和14年11月14日まで

5 山神ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

筑紫野市大字山口地区内県道基山（停車場）平等寺筑紫野線と山口川の交点に位置する一ノ瀬橋を起点とし、同県道を南西へ進み筑紫野市大字平等寺地区の山神ダム周回路に接続し、同周回路を時計回りに進み山神・牛頸・北谷ダム管理出張所横を通過し、市道山神前薩摩屋敷線を経て市道中尾森の向線に接続し、同市道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和4年11月15日から

令和14年11月14日まで

6 牛頸ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

大野城市のうち、牛頸ダム堰堤と市道牛頸4361号線と同4362号線及び同4363号線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和4年11月15日から

令和14年11月14日まで

7 瑞梅寺ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

糸島市のうち、県道瑞梅寺池田線と市道瑞梅寺西の谷線との交点（瑞梅寺ダム堰堤右岸）を起点とし、同県道を南方へ進み市道瑞梅寺東西線に接続し、同市道を西方へ進み市道瑞梅寺西の谷線に接続し、同市道を北方へ進み瑞梅寺ダム堰堤を経て、起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和4年11月15日から

令和14年11月14日まで

8 西田原特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

田川郡川崎町のうち、川崎町と田川市との境界線と県道川崎猪国線の交点を起点とし、同境界線を北方へ進み中元寺川（馬ヶ鼻橋）に接続し、中元寺川右岸を上流へ進み県道川崎猪国線（塩尻橋）に接続し、同県道を西方へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和4年11月15日から

令和14年11月14日まで

9 中島特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

中間市のうち、一級河川遠賀川の二手に分かれている西側の右岸の北九州市と中間市の境界線との交点を起点とし、同右岸を北方へ進み、日本製鉄株式会社の用水堤に至り、さらに同一級河川東側左岸を南方へ進み北九州市と中間市の境界線上に至り、同境界線を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和4年11月15日から

令和14年11月14日まで

10 吉田・多礼ダム・河東不燃物処理場特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

宗像市のうち、市道薬師墓ノ尾線と市道平田高釣線の交点を起点とし、同市道を東へ進み市道四十里線に接続し、同市道を東へ進み市道多礼ダム線に接続し、同市道を北東へ進み市道池浦村中線に接続し、同市道を北東へ進み吉田ダム管理道路に接続し、同管理道路を北西へ進み吉田ダムを時計回りに周回し、市道吉田ダム線に接続し、同市道を南へ進み市道池浦村中線に接続し、同市道を南東へ進み多礼ダムを時計回りに周回し、多礼ダム管理道路に接続し、同管理道路を南に進み市道ひかりヶ丘5-2号線に接続し、同市道を南東へ進み市道ひかりヶ丘5-11号線に接続



し、同市道を南東へ進み市道ひかりヶ丘 6 - 4 号線に接続し、同市道を南西に進み市道ひかりヶ丘 7 - 1 号線に接続し、同市道を南東へ進み市道河東 1032 号線に接続し、同市道を南西へ進み市道河東 1043 号線に接続し、同市道を南西へ進み市道河東 4 号線に接続し、同市道を西へ進み市道河東 1039 号線に接続し、同市道を西へ進み市道薬師墓ノ尾線に接続し、同市道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

令和 4 年 11 月 15 日から

令和 14 年 11 月 14 日まで

## 11 新宮湊地区特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

糟屋郡新宮町のうち、県道湊下府線の湊を起点とし、同県道を南東へ進み町道観音線に接続し、同町道を南へ進み町道磯行線に接続し、同町道を東へ進み県道湊塩浜線に接続し、同県道を南西へ進み福岡市と糟屋郡新宮町の境界線に至り、同境界線を西へ海岸まで進み、同海岸の干潮線に沿って北及び北東へ進み新宮漁港堤防に接続し、同堤防に沿って進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

令和 4 年 11 月 15 日から

令和 14 年 11 月 14 日まで

## 12 高橋特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

糟屋郡久山町のうち、県道猪野篠栗線と町道古賀の脇線の交点を起点とし、同町道を東へ進み町道平田大浦線に接続し、同町道を南東へ進み町道大浦久原ダム線に接続し、同町道を西へ進み県道猪野篠栗線に接続し、同県道を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

令和 4 年 11 月 15 日から

令和 14 年 11 月 14 日まで

## 13 弓の師特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

築上郡築上町のうち、主要地方道椎田勝山線と町道上別府松丸線との交点を起点とし、同町道を南へ進み町道安武 3 号線に接続し、同町道を西へ進み町道安武 2 号線に接続し、同町道を南西へ進み町道下別府船迫線に接続し、同町道を南西に進み町道船迫 2 号線に接続し、同町道を西へ進み音無川を横断した後北西へ進み町道船迫 11 号線に接続し、同町道を北へ進み町道弓の師 10 号線に接続し、同町道を北西へ進み主要地方道椎田勝山線に接続し、同主要地方道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

令和 4 年 11 月 15 日から

令和 14 年 11 月 14 日まで

## 14 乙隈特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

小郡市のうち、市道三沢乙隈 5 号線と市道立石乙隈 4275 線との交点を起点とし、市道立石乙隈 4275 線を北へ進み市道立石乙隈 4288 線に接続し、同市道を北へ進み小郡市と筑紫野市の境界線に至り、同境界線を東へ進み小郡市、筑紫野市及び朝倉郡筑前町との境界線分岐点に至り、小郡市と朝倉郡筑前町との境界線を南へ進み市道三沢乙隈 5 号線に接続し、同市道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

令和 4 年 11 月 15 日から

令和 14 年 11 月 14 日まで

## 15 宮若特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

宮若市のうち、県道黒丸竹原線と主要地方道福岡直方線との交点（黒目橋）を起点とし、同主要地方道を南西へ進み市道平原～下脇田線に接続し、同市道を南へ進み主要地方道宗像篠栗線に接続し、同主要地方道を北西へ進み主要地方道福岡直方線に接続し、同主要地方道を南西へ進み市道座主瀬～天入寺線に接続し、同市道を北西へ進み市道前田原～天入寺線に接続し、同市道を北西及び北東へ進み市道藤ヶ坂～本村線に接続し、同市道を北西へ進み市道本村～前田原 1 号線に接続し、同市道を北西へ進み市道本村～前田原 2 号線に接続し、同市道を南西へ進み市道本村 4

号線に接続し、同市道を北へ進み市道本村1号線に接続し、同市道を北東へ進み生活用道路に接続し、同生活用道路を北西へ進み市道五反田3号線に接続し、同市道を北へ進み市道生平2号線に接続し、同市道を北へ進み市道生平1号線に接続し、同市道を北東へ進み主要地方道宗像篠栗線に接続し、同主要地方道を北へ進み市道六反田・中川原線に接続し、同市道を北東へ進み、原溜池西岸を経て県道黒丸～竹原線に至る農道に接続し、同農道を北西へ進み県道黒丸～竹原線に接続し、同県道を北西へ約250m進み農道に接続し、同農道を北西へ約150m進み宇佐八幡宮に至る農道に接続し、同農道を南東へ進み市道上三・宮の下線に接続し、同市道を南南東へ進み市道六反田・中川原線に接続し、同市道を北東へ進み県道黒丸竹原線に接続し、同県道を南東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

令和4年11月15日から

令和14年11月14日まで

## 16 金武特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

福岡市のうち、県道大野城二丈線と市道野方金武線との交点を起点とし、同市道を南へ進み竜谷川左岸（西川橋）に接続し、竜谷川左岸を上流へ進み市道吉武金武線との交点に至り、同市道を西へ進み市道金武1527号線に接続し、同市道を南へ進み市道金武1528号線に接続し、同市道を西へ進み市道金武1548号線に接続し、同市道を西へ進み同市道の終点に至り、谷沿いを北へ進み蒲田下池方面に向かう里道に至り、同里道を北西へ進み作業道（猫谷線）に接続し、同作業道を北へ進み蒲田下池西側を走る里道に接続し、同里道を北へ進み市道金武1462号線に接続し、同市道を西へ進み市道金武1461号線に接続し、同市道を西へ進み市道金武1459号線に接続し、同市道を北西へ進み県道大野城二丈線に接続し、同県道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## (2) 存続期間

令和4年11月15日から

令和14年11月14日まで

## 福岡県告示第967号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所  
築上郡築上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、築上郡築上町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 変更後の指定施業要件
  - 主伐に係る伐採種は、定めない。  
ア 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第968号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川帆柱393の6

## 2 指定の目的

水源の涵<sup>かん</sup>養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

犀川帆柱393の6（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第969号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	浮 羽 石川内 線	前	八女市星野村11617番5先から 八女市星野村11462番1先まで	8.4 ～ 30.0	256.7
			後	八女市星野村11617番5先から 八女市星野村11462番1先まで	8.4 ～ 41.1	256.7

## 福岡県告示第970号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年11月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	浮 羽 石川内 線	八女市星野村11440番1先から 八女市星野村11460番1先まで

## 福岡県告示第971号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	上横山 星 野 線	前	八女市上陽町上横山1949番先から 八女市上陽町上横山1943番1先まで	3.6 ～ 4.0	42.5
			後	八女市上陽町上横山1949番先から 八女市上陽町上横山1943番1先まで	3.6 ～ 32.3	42.5

公 告

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和4年10月25日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ゆめタウン飯塚

(2) 所在地 飯塚市菰田西三丁目1番1号外

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社イズミ	代表取締役 山西 泰明	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社イズミ	代表取締役 山西 泰明	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
テナント未定	未定	未定

## 4 大規模小売店舗を新設する日

令和5年7月1日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

21,126平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
第1駐車場(北棟店舗1階ピロティ及び平面)	209
第2駐車場(南棟店舗1階ピロティ及び平面)	450
第3駐車場(南棟店舗東側平面)	206
第4駐車場(店舗3階)	636
第5駐車場(南棟店舗4階屋上)	189
合計	1,690

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
A駐輪場(第1駐車場平面部東側)	70
B駐輪場(第1駐車場平面部南側)	49
C駐輪場(第1駐車場ピロティ部南側)	47
D駐輪場(第2駐車場ピロティ部北側)	47
E駐輪場(第2駐車場ピロティ部北東側)	103
合計	316

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
No.1荷さばき施設(北棟店舗北西側)	200
No.2荷さばき施設(南棟店舗南西側)	120
合計	320

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)

北棟店舗北西側	67.91
南棟店舗内南西側	35.09
合計	103.00

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
全小売業者	午前 8 時00分	午後11時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前 7 時30分～午前 0 時00分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	北棟平面駐車場 東側中央部、 北棟ピロティ駐車場 南側中央部、 北棟平面駐車場 東側北端
3箇所	南棟平面駐車場 東側南寄り、 南棟ピロティ駐車場 東側中央部、 南棟ピロティ駐車場 北側中央部
1箇所	南棟東側平面駐車場 西側北寄り

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

No.1 荷さばき施設	午前 4 時00分～午後 8 時00分
No.2 荷さばき施設	午前 6 時00分～午後 8 時00分

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 11 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市江口1607番 5 及び字浜578番30
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
宗像市江口578番地18  
西日本開発株式会社  
代表取締役 六反田 明

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日  
令和 4 年 10 月 27 日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ラ・ムー羽山台店  
(2) 所在地 大牟田市大字三池427番 6、外 8 筆
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
マミーズ株式会社	午前 9 : 00	午後 9 : 00	24時間	
他未定				

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分	24 時間

**公告**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（3 級基準点 1 点）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
水巻町古賀三丁目	令和 4 年 9 月 20 日から 令和 4 年 11 月 28 日まで

**公告**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（3 級水準測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
八女市矢部村	令和 4 年 10 月 19 日から 令和 5 年 3 月 17 日まで

**公告**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（3 級基準点・4 級基準点）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
八女市立花町白木	令和 4 年 10 月 21 日から 令和 4 年 12 月 16 日まで

**公告**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（空中写真測量：修正数値図化）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市	令和 4 年 10 月 8 日から 令和 5 年 3 月 17 日まで

**公告**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市の一部、筑後市の一部、大川市の一部、みやま市の一部、大木町の一部	令和4年11月1日から 令和5年3月15日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大牟田市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（総合計画（撮影・写真地図作成））
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大牟田市	令和4年11月1日から 令和5年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
篠栗町大字萩尾	令和4年11月1日から 令和5年2月28日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、みやこ町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（写真測量：数値地形図データファイルの作成）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
みやこ町	令和4年9月30日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
篠栗町大字尾仲	令和4年9月30日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
（第一工区）朝倉市小田字東鳩胸1175番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県知事 服部 誠太郎  
朝倉市菩提寺412番地2  
朝倉市長 林 裕二

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
春日市上白水五丁目24番1及び24番3から24番10まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市博多区御供所町1番1号  
積水ハウス株式会社 福岡支店  
支店長 佐々木 真也

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日  
令和4年10月21日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称（仮称）イオンなかまショッピングセンター  
(2) 所在地 中間市上蓮花寺一丁目1-1外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
グリーンプラザ開発株式会社 代表取締役 冷牟田 朝男 中間市上蓮花寺一丁目2番1号	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

- 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太 福岡市東区多の津一丁目12番2号	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第



5 条第 1 項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 4 年 10 月 24 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 アクロスプラザ春日南

(2) 所在地 春日市星見ヶ丘一丁目 72 番、73 番、74 番、75 番、76 番、77 番

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口 実 東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号 外 2 者	株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口 実 東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号 外 2 者

公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 4 年 10 月 24 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめモール筑後

(2) 所在地 筑後市前津字松葉 2 番 1 号外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号 外 8 者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号 外 8 者

公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 4 年 10 月 24 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 アイレックスガーデン

(2) 所在地 古賀市花見東一丁目 1862 番 1 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社Coo&RIKU東日本  
代表取締役 小林 大史  
東京都足立区鹿浜四丁目1番8号  
外1者

株式会社Coo&RIKU東日本  
代表取締役 小林 大史  
東京都千代田区神田佐久間町三丁目38番地第  
5東ビル  
外1者

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日  
令和4年10月24日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ライフガーデン甘木  
(2) 所在地 朝倉市一木字合畝町1208番1
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社九州テックランド 代表取締役 折田 正二 群馬県高崎市栄町1番1号 外3者	株式会社九州テックランド 代表取締役 折田 正二 群馬県高崎市栄町1番1号 外3者

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日  
令和4年10月24日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 (仮称) フェスティバルガーデン上津  
(2) 所在地 久留米市本山一丁目542番外
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
東京靴株式会社 代表取締役 渡部 正行 鳥根県松江市東出雲町出雲郷1643番地4 外2者	東京靴株式会社 代表取締役 渡部 正行 鳥根県松江市東出雲町出雲郷1643番地4 外2者

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日  
令和4年10月24日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 フェスティバルガーデン春日  
 (2) 所在地 春日市大字上白水1308番1外

## 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社アルペン 代表取締役 水野 敦之 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 外2者	株式会社アルペン 代表取締役 水野 敦之 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 外2者

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和4年10月24日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ライフガーデン新宮中央  
 (2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5番地3外

## 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社ハローデイ  
 代表取締役 加治 敬通  
 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号  
 外5者

株式会社ハローデイ  
 代表取締役 加治 敬通  
 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号  
 外5者

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和4年10月24日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 しまむら・バースデイ宇美ファッションモール、大賀薬局・ファミリーマート宇美店  
 (2) 所在地 糟屋郡宇美町光正寺二丁目4591番1外

## 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 外1者	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 外1者

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年10月24日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス前原店

(2) 所在地 糸島市前原西一丁目902番3外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区麹町五丁目1番地1	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明 東京都千代田区麹町五丁目1番地1

雑 報

福岡県行政不服審査会運営規則（平成28年5月26日福岡県行政不服審査会総会決定事項）第23条第3項及び第4項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和4年11月11日

福岡県行政不服審査会会長 岡本 博志

1 公示事項

福岡県知事から令和4年3月28日に諮問のあった、審査請求人が令和2年3月27日に提起した生活保護法（昭和25年法律第144号）第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に対する審査請求事件について、当審査会は令和4年10月6日に答申を決定しましたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に答申書の写しを送付することができません。当該答申書の写しは、福岡県行政不服審査会（事務担当課：福岡県総務

部行政経営企画課）において保管しており、いつでも交付するので、審査請求人はその受領について申し出てください。

当該答申書の写しを受領しないときは、令和4年11月25日の経過をもって当該答申書の写しの送付があったものとみなします。

2 問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話：092-643-3028

メールアドレス：homuhan@pref.fukuoka.lg.jp